

コロナ禍で実行に向けて考えるべき 議会のオンライン化とネット中継化

道内の新型コロナウイルス第二波の感染拡大の様相はようやく落ち着いてきた。コロナ禍にあつて、自治体議会の運営には数々の混乱があり課題も露呈した。三月定例会の最中でコロナ対応に追われ、続く六月定例会はウイルス感染拡大対策の補正予算案を審議する重要な意味を持った。

この間、各報道機関ではコロナ禍の各議会の運営方法を報じた。一般質問を見送り、質問と答弁を文書で交わし、予算案審査の質疑を制限し、さらには会議日数や時間の短縮など様々な方策がとられた。議場の三密を避け、市民の傍聴禁止・制限・自粛を呼びかけたこともあり、市民から批判を受ける議会もあった。

緊急時の議会運営には、日常の議会改革の姿勢や実績によって議会間で差が生じる。災害時の議会運営継続計画（BCP）を構築した議会では臨機応変にコロナ対策に切り替えている。市民傍聴を促進してきた議会ではインターネットの中継方法を強化している。繰り返しされていくコロナ波に対し、議会運営の課題が明確化したのであればそれらを解決していかなければならない。三密の回避のために議会を開会不可とし、重要な議案であつても専決処分を簡単に認める議会と議員には

首を傾げるばかりである。三密を避け、傍聴制限や専決処分を続けるのであれば、「議会の密室化」をもたらし。

そこで浮上したのが、オンライン議会である。すでに議会改革の一環としてタブレットを導入済みの議会では、オンラインによる議会運営は技術的に実現可能である。タブレットカメラでズーム機能などを活用し、自宅などから出席し審議と採決を行い、この様子をインターネット中継するだけのことである。

福島県磐梯町議会では六月、常任委員会においてオンラインによる連合審査及び補正予算案の審議を実施した。総務省は四月三十日にオンライン会議は委員会のみ開催可能とする見解を示した。これに対して、「オンライン本会議の実現を求め地方自治法改正の意見書提出」の動きが全国の議会で加速している。

しかしである。オンライン議会の実施に向けて重要なのは、制度改正の担保ではなく実行化なのではなからうか。豪語するわけではないが、筆者が現在も芽室町議会事務局に所属しているならば実現を果たしたであろう。四年前にタブレットを早々に導入し、この間にBCP及び常任委員会で

試行し、茨城県取手市議会などの先進的議会及び研究機関と情報交流をすすめる準備したであろう。

私の改革信条では、地方分権の時代にあつて、自治法の規定解釈も総務省見解などを待つことなく、オンライン本会議の実行化に迷わずに猪突猛進で向かう。もちろん実現に向けて、議会基本条例、議会議事条例、その他規則等も踏まえて速やかに議会根柢を改正する。仮に総務省が議会に対して指摘するならば、それを自らの議会改革のエネルギーにむしる転嫁していくだろう。オンライン化した議会運営と時間短縮の申し合わせや専決処分が横行する議会を比較したとき、どちらが市民に対して胸を張って責任を果たしたといえるだろうか。矛盾した現行の議会制度を一転突破し、全面展開する。このことは尊敬する各研究者から教わってきた私の仕事の流儀である。

オンライン議事を単なるICT（情報通信技術）推進のツール整備と捉えてはならない。市民のために議会を開くという情熱をもちながら技術を向上していくことが重要なのである。加えて、インターネット議会中継・録画システムを未整備の議会には早期の整備化を求めたい。議場での三密を避けることを理由にし、市民の傍聴を禁止・制限・自粛した議会は、これ以上「議会の密室化」を続けてはならない。オンライン議会とインターネット中継録画の実行化は、道内の第三波到来の前に早急に進めるべきだ。「市民自治の議会論理」としては至極、当然のことである。

へにしな じゅん・議会技術研究会共同代表